

国立大学法人長崎大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程において、本給月額額は経営協議会の議を経て、また期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じて経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	本学の給与に関する規定(規程及び細則)の参考としている一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が平成21年人事院勧告を受けて改正され、指定職員に対する俸給月額が0.3%引き下げられたこと、期末手当及び勤勉手当の支給割合が0.25月分引き下げられたことに伴い、法人の長の本給月額を0.3%引き下げ、期末特別手当の期別支給割合を0.25月分引き下げた。
理事	法人の長と同様
理事(非常勤)	改定なし
監事	法人の長と同様
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 18,066	千円 12,780	千円 4,903	千円 383 (地域手当)			
A理事	千円 8,492	千円 5,879	千円 1,823	千円 174 (地域手当) 174 (広域移動手当) 441 (単身赴任手当)	8月1日		◇
B理事	千円 5,043	千円 2,880	千円 1,642	千円 253 (地域手当) 15 (通勤手当) 252 (単身赴任手当)		7月30日	◇
C理事	千円 13,365	千円 9,400	千円 3,606	千円 282 (地域手当) 77 (通勤手当)			
D理事	千円 13,288	千円 9,400	千円 3,606	千円 282 (地域手当)			
E理事	千円 13,288	千円 9,400	千円 3,606	千円 282 (地域手当)			
F理事	千円 13,337	千円 9,400	千円 3,606	千円 282 (地域手当) 49 (通勤手当)			
G理事	千円 13,338	千円 9,400	千円 3,606	千円 282 (地域手当) 48 (通勤手当)			
A監事	千円 12,420	千円 8,728	千円 3,348	千円 261 (地域手当) 81 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 3,549	千円 3,549	千円 0	千円 0 ()			

注1:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計金額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する常勤役員に支給しているものである。

注3:「広域異動手当」とは、人事交流により本学の常勤役員となった場合において、事業所間の距離及び住居と事業所との距離が60km以上のとき、異動の日から3年間(3%~6%)支給される手当である。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるため本府省課長、企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費の実行計画を踏まえ人件費削減に取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適性な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、賞与時期(6月・12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号俸数)を決定する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績に応じ、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階で上位の号俸に昇給させることができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格	昇格:勤務成績が良好で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与制度の改正を参考として、本学も同様に次のような改正を行った。

- ・初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、本給月額を引き下げた。(平均改定率△0.2%)
- ・自宅に係る住居手当の廃止
- ・期末・勤勉手当(ボーナス)の年間支給率を0.35ヶ月分引き下げた。(4.5ヶ月→4.15ヶ月)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 2009	歳 43.3	千円 6,474	千円 4,781	千円 47	千円 1,693
事務・技術	人 412	歳 42.8	千円 5,470	千円 4,059	千円 60	千円 1,411
教育職種 (大学教員)	人 842	歳 48.1	千円 8,271	千円 6,064	千円 44	千円 2,207
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 522	歳 36.1	千円 4,653	千円 3,473	千円 43	千円 1,180
技能・労務職種	人 30	歳 55.6	千円 5,382	千円 3,986	千円 52	千円 1,396
海事職種	人 15	歳 44.6	千円 7,177	千円 5,300	千円 0	千円 1,877
海技職種	人 17	歳 49.2	千円 6,022	千円 4,472	千円 0	千円 1,550
教育職種 (附属高校教員)	人 26	歳 42	千円 6,897	千円 5,163	千円 68	千円 1,734
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 50	歳 38.7	千円 6,373	千円 4,791	千円 49	千円 1,582
医療職種 (病院医療技術職員)	人 92	歳 39.6	千円 5,139	千円 3,830	千円 49	千円 1,309
その他	人 3	歳 47.2	千円 5,491	千円 4,091	千円 54	千円 1,400

在外職員	人 8	歳 46.3	千円 11,485	千円 9,925	千円 0	千円 1,560
------	--------	-----------	--------------	-------------	---------	-------------

再任用職員	人 25	歳 62	千円 3,362	千円 2,836	千円 57	千円 526
事務・技術	人 20	歳 62	千円 3,416	千円 2,880	千円 55	千円 536
大学職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 4	歳 62	千円 3,073	千円 2,601	千円 79	千円 472
医療職種 (病院医療技術職員)	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	99	40.8	3,553	2,791	62	762
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	36	49.2	3,483	2,597	76	886
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	33.8	4,933	3,682	55	1,251
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	33.6	3,208	3,208	32	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	28	33.5	3,359	2,511	57	848
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	49.8	3,710	2,762	83	948

注1: 【常勤職員】には、【在外職員】及び【再任用職員】を含まない。

注2: 「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、実験助手、調理師、守衛等の業務を行う職種をいう。

注4: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種をいう。

注5: 「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種をいう。

注6: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注7: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校の教員をいう。

注8: 【常勤職員】の「その他」とは、病院以外に勤務する保健師及び臨床検査技師をいう。

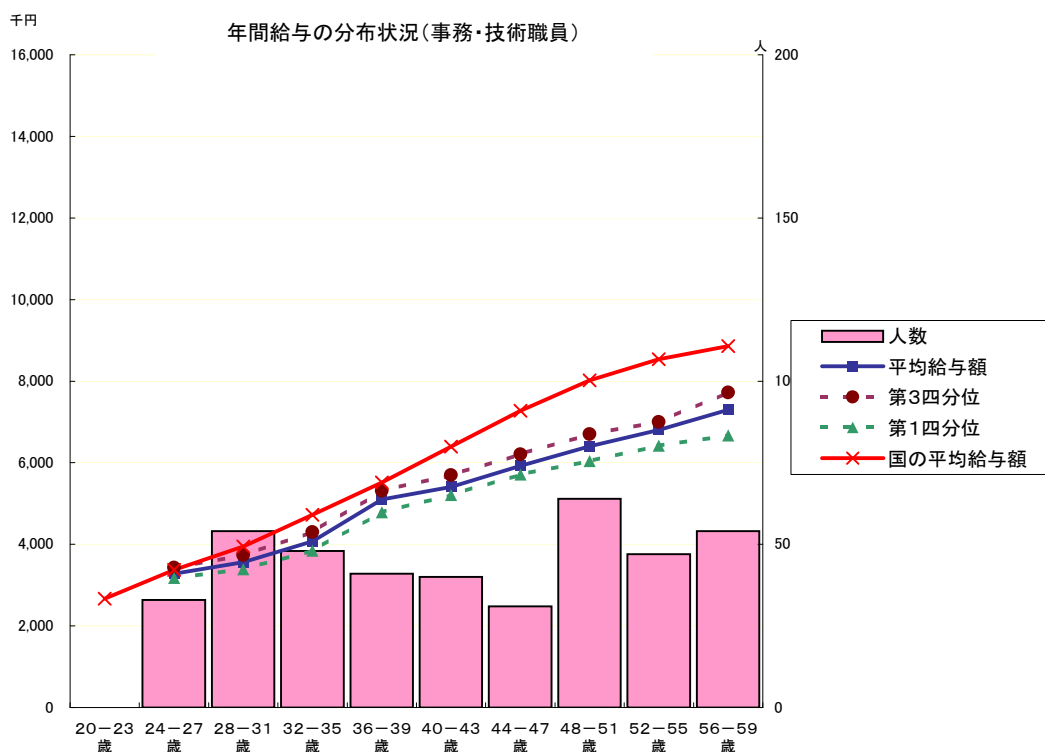
注9: 【再任用職員】の「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、人数以外は記載していない。

注10: 【任期付職員】は、該当者なしのため記載を省略した。

【年俸制適用者】

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	36.9	7,245	7,245	22	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	36.9	7,245	7,245	22	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。⑤まで同じ。

注2: 「四分位」とは、ばらつきを度合を示す指標である。

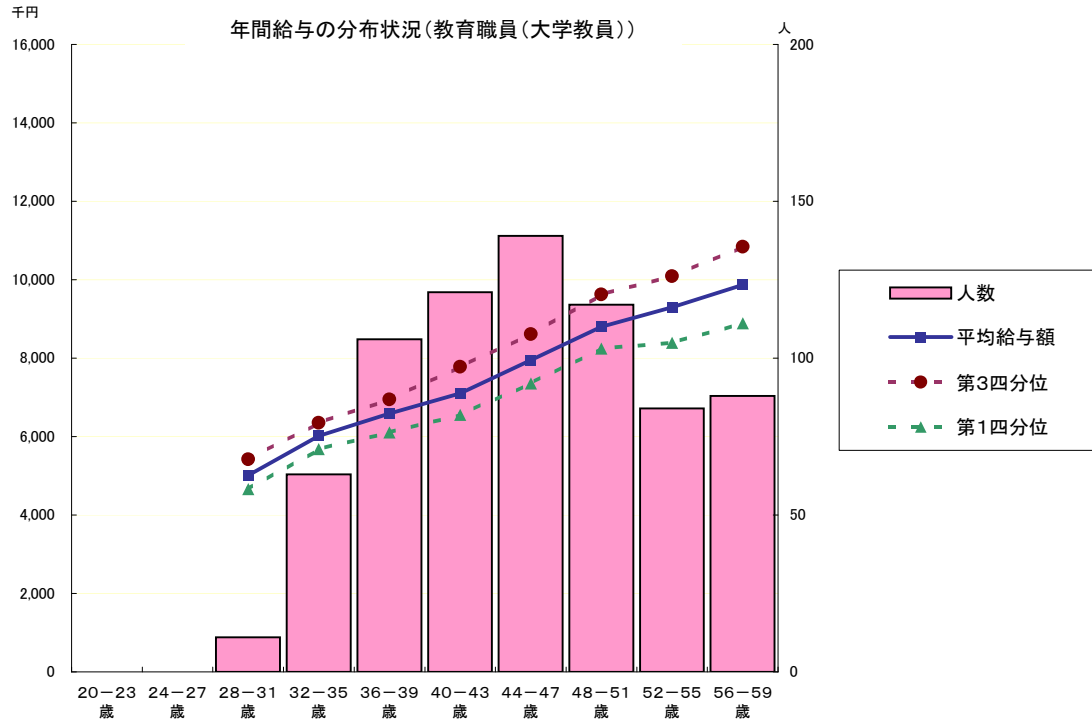
「第1四分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは、小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者はいないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	5	58.1	9,819	9,943	9,988
課長	29	55.4	7,547	7,788	8,133
課長補佐	27	54.9	6,747	6,909	7,063
係長	151	48.5	5,745	6,140	6,635
主任	79	40.9	4,500	5,060	5,614
係員	121	30.6	3,314	3,636	3,870

注1: 「課長」には、課長担当である「室長」及び「事務長」を含む



注: 年齢20~23、24~27歳の該当者いないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

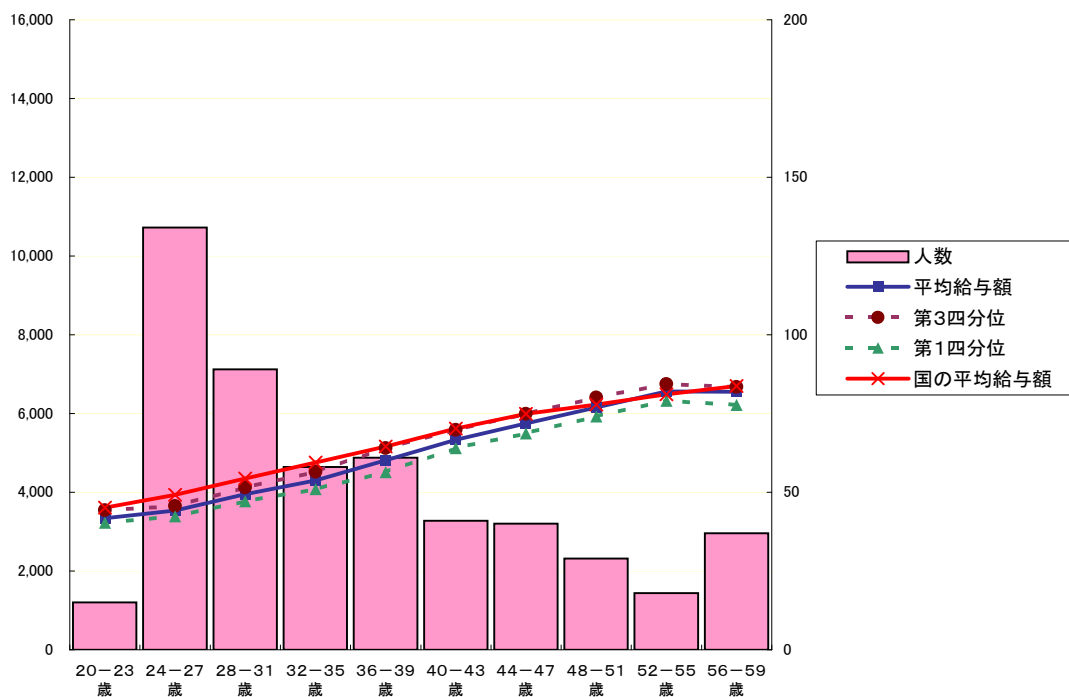
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	285	56.3	9,483	10,250	10,896		
准教授	226	46.3	7,553	8,025	8,661		
講師	80	46.4	7,123	7,562	7,939		
助教	234	40.8	6,038	6,352	6,758		
助手	4	57.0	—	6,851	—		
教務職員	13	47.7	5,392	5,639	5,875		

注1: 助手は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位は記載していない。

千円

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))

人



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
副看護部長	4	56.3	—	7,655	—
看護師長	32	51.7	6,247	6,518	6,687
副看護師長	79	47.6	5,584	5,949	6,445
看護師	407	32.4	3,590	4,171	4,614

注1: 副看護部長は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	主任・係長	係長・補佐	補佐・課長	課長・部長	部長
人員(割合)	412	56 13.6%	84 20.4%	151 36.7%	79 19.2%	25 6.1%	12 2.9%	4 1.0%
年齢(最高～最低)		40～24	50～27	59～35	59～47	59～39	59～50	59～56
所定内給与年額(最高～最低)		3,070～2,022	3,728～2,441	4,965～3,083	5,949～4,436	6,474～4,718	6,460～5,677	7,399～6,866
年間給与額(最高～最低)		4,003～2,703	5,043～3,265	6,732～4,215	7,808～6,092	8,519～6,517	8,693～7,658	9,988～9,439

区分	計	8級	9級
標準的な職位		部長・局長	局長
人員(割合)		1 0.2%	
年齢(最高～最低)			
所定内給与年額(最高～最低)			
年間給与額(最高～最低)			

注：8級は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

教育職員(大学職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手・助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	842	13 1.5%	238 28.3%	83 9.9%	223 26.5%	285 33.8%
年齢(最高～最低)		57～30	64～28	64～32	64～31	68～41
所定内給与年額(最高～最低)		4,619～3,542	5,877～3,323	6,708～3,542	7,248～3,725	10,016～5,793
年間給与額(最高～最低)		6,278～4,659	7,790～4,439	8,988～4,937	9,621～4,984	13,844～8,116

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	522		407 78.0%	80 15.3%	32 6.1%	3 0.6%		
年齢(最高～最低)			59～22	59～33	59～44	59～55		
所定内給与年額(最高～最低)			4,753～2,303	5,033～3,354	5,297～4,291	5,822～5,543		
年間給与額(最高～最低)			6,467～3,081	6,747～4,727	7,355～5,895	8,114～7,714		

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.8	66.5	64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.2	33.5	35.2
	最高～最低	51.4～28.5	46.2～29.5	48.8～29.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	68.0	66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.0	32.0	33.9
	最高～最低	44.4～28.3	40.0～28.4	39.8～30.6

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.4	62.8	61.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.6	37.2	38.8
	最高～最低	50.7～33.8	46.8～29.6	48.1～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.1	68.1	66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9	31.9	33.8
	最高～最低	44.4～31.5	49.2～25.4	45.1～29.8

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.6	62	58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	44.4	38	41.1
	最高～最低	44.4～44.4	40.0～30.9	42.1～37.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.8	68	66
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2	32	34
	最高～最低	44.4～32.2	40.0～28.3	42.1～30.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

事務・技術職員

対国家公務員(行政(一)) 84.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 97.2

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 94.3

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三)) 93.5

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 96.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.1	
	参考	地域勘案 89.6 学歴勘案 84.3 地域・学歴勘案 89.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.8% (国からの財政支出額 23,661百万円、支出予算の総額 46,535百万円:平成21年度予算)	
	【検証結果】 本学における平成21年度の国からの財政支出額は237億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、本学の規模(8学部、5研究科、1研究所及び附属病院)、対国家公務員指数、他国立大学法人指数等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。	
	【累積欠損額について】 なし	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適性な給与水準を維持しながら、これまでどおり総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減に取り組むこととする。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.5	
	参考	地域勘案 95.7 学歴勘案 92.8 地域・学歴勘案 96.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 【検証結果】 ・事務・技術職員と同様	
	【累積欠損額について】 なし	
講ずる措置	・事務・技術職員と同様	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.7

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与・報酬等支給総額 (A)	14,860,421	15,634,552	△774,131	△4.95	△1,741,205	△10.5
退職手当支給額 (B)	1,525,181	1,842,462	△317,281	△17.22	180,838	13.5
非常勤役職員等給与 (C)	5,168,103	4,637,650	530,453	11.44	2,496,667	93.5
福利厚生費 (D)	2,246,443	2,322,756	△76,313	△3.29	△63,804	△2.8
最広義人件費 (A+B+C+D)	23,800,148	24,437,420	△637,272	△2.61	872,496	3.8

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用されている職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与・報酬等支給総額及び最広義人件費 対前年度比

○給与報酬等支給総額

教職員の人員削減を計画通り実施したこと及び期末・勤勉手当の引き下げ等により平成20年度に比べ4.95%減となっている。

○最広義人件費

平成20年度に比べ2.61%の減となっているのは、次の要因による。

- ・給与・報酬等支給総額の減
- ・退職者数の減による退職手当支給額の減
- ・有期雇用教員等の増加による非常勤役職員等給与の増
- ・雇用保険料率の減による福利厚生費の減

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況(予定を含む)

○閣議決定に基づき文部科学大臣が中期目標で示した人件費削減の取組として、本学では中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費を削減することを決定した。

また、平成19年度から平成22年度までの4年間で学長管理ポスト1%を含む5%を人員削減により人件費を削減することとし、平成21年度は26名を削減した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与・報酬等支給総額 (千円)	16,951,426	16,175,986	16,253,603	15,634,552	14,860,421
人件費削減率 (%)		△4.6	△4.1	△7.8	△12.3
人件費削減率(補正值) (%)		△4.6	△4.8	△8.5	△10.6

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率で、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与・報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

- ・特になし